である場合その他政令で定める場合に限る。第十七条の四及び第十八条の六において同じ。）における当該暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等を行う場合における当該電子決済手段等の移転等」に改め、同条に次の表を加える。

一　電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者をいい、同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。以下この条、第五十五条の三第二項及び第五十五条の二第一項第一号において同じ。）	電子決済手段の移転（当該電子決済手段の移転が次に掲げる支払等のいずれかに係るものである場合その他政令で定める場合に限る。）又は資金決済に関する法律第二条第十項第四号に掲げる行為 イ　当該電子決済手段等取引業者の顧客が次に掲げる者のいずれかとの間で行う支払等（本邦から外国へ向けた支払を除く。） (1)　当該電子決済手段等取引業者に電子決済手段の管理を委託している当該電子決済手段等取引業者の他の顧客 (2)　他の電子決済手段等取引業者に電子決済手段の管理を委託している当該他の電子決済手段等取引業者の顧客 ロ　当該電子決済手段等取引業者の顧客が資金決済に関する法律第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者に電子決済手段の管理を委託している当該外国電子決済手段等取引業者の顧客との間で行う支払等
二　電子決済等取扱業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者をいう。第五十五条の九の二第一項第二号において同じ。）	銀行法第二条第十七項第一号に掲げる行為
三　信用金庫電子決済等取扱業者（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者をいう。第五十五条の九の二第一項第三号において同じ。）	信用金庫法第八十五条の三第二項第一号に掲げる行為
四　信用協同組合電子決済等取扱業者（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。第五十五条の九の二第一項第四号において同じ。）	協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第一号に掲げる行為
五　暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下この条及び第五十五条の三第二項において同じ。）	暗号資産の移転（当該暗号資産の移転が次に掲げる支払等のいずれかに係るものである場合その他政令で定める場合に限る。） 一　当該暗号資産交換業者の顧客が次に掲げる者のいずれかとの間で行う支払等（本邦から外国へ向けた支払を除く。） イ　当該暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該暗号資産交換業者の他の顧客 ロ　他の暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該他の暗号資産交換業者の顧客 二　当該暗号資産交換業者の顧客が資金決済に関する法律第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している当該外国暗号資産交換業者の顧客との間で行う支払等

第十七条の二第一項中「又は」の下に「当該為替取引（第五十五条の九の二第二項第三号に掲げるものを除く。）を」を加え、「同条」を「前条」に改める。

第十七条の四の見出しを「（電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に改め、同条に次の一項を加える。

２　電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合において、銀行等又は資金移動業者が発行する電子決済手段を移転するとき及び銀行等又は資金移動業者の委託を受けてその顧客の支払等に係る第十六条の二の表の一の項から四の項までの下欄に定める行為（電子決済手段の移転を除く。第十八条の六第二項において同じ。）を行うときは、当該銀行等又は資金移動業者に対しては、前三条の規定は、適用しない。

第十八条の六の見出しを「（電子決済手段等取引業者等」に、「暗号資産の移転」を「電子決済手段等の移転等」に、「暗号資産移転取引」を「電子決済手段等移転等取引」に改め、同条に次の一項を加える。

２　電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合において、銀行等又は資金移動業者が発行する電子決済手段を移転するとき及び銀行等又は資金移動業者の委託を受けてその顧客の支払等に係る第十六条の二の表の一の項から四の項までの下欄に定める行為を行うときは、当該銀行等又は資金移動業者に対しては、第十八条から前条までの規定は、適用しない。

第二十条の二各号中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改める。

第二十二条の二第一項中「暗号資産交換業者（次項」を「電子決済手段等取引業者等（次項及び第五十五条の九の二第一項」に改める。

第二十二条の三中「行う者」の下に「（第五十五条の九の二第一項において「両替業者」という。）」を加える。

第二十六条第一項第四号中「。第七十条第一項及び第七十一条第六号において同じ」を削る。

第二十七条第一項中「、第五十五条の五及び第九章」を「及び第五十五条の五」に改める。

第五十五条の三第二項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等（電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条第四項及び第五項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改める。

第六章の二の次に次の一章を加える。

第六章の二の二　外国為替取引等取扱業者遵守基準

（外国為替取引等取扱業者遵守基準の策定等）

第五十五条の九の二　主務大臣は、主務省令で、銀行等その他の金融機関等、資金移動業者及び両替業者のうち、次項各号に掲げる取引又は行為に該当するかどうかを確認するための態勢を整備することが特に必要と認められる者として政令で定める者（以下「外国為替取引等取扱業者」という。）が支払等、その顧客の支払等に係る為替取引（電子決済手段等取引業者等がその顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合を含む。次項第三号及び次条において同じ。）、資本取引（第二十一条第一項に規定する資本取引をいい、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合を含む。）又は特定資本取引（第三項及び次条において「外国為替取引等」という。）を行うに当たつて遵守すべき基準（以下「外国為替取引等取扱業者遵守基準」という。）を定めなければならない。

一　電子決済手段等取引業者　資金決済に関する法律第二条第十項第四号に掲げる行為

二　電子決済等取扱業者　銀行法第二条第十七項各号に掲げる行為

三　信用金庫電子決済等取扱業者　信用金庫法第八十五条の三第二項各号に掲げる行為

四　信用協同組合電子決済等取扱業者　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為